あなたの街の 最低賃金

はいくら!?

最低賃金とは、国が法に基づいて定める賃金の最低額です。

2018年 10月1日から 神奈川県の

地域別最低賃金は

午後10時~午前5時に

割増賃金が適用されるケースがあります。



都道府県



下回ったら 法律違反

会社には、最低賃金以上の賃 金を支払う義務があります。 この額を下回ると法律違反で す。下回った場合、その差額 を請求できます。

業種によっては より高い 最低賃金が 適用される 場合も!

だ遣先。 ・ 造先。 適用

派遣で働く方には、派遣元で はなく、派遣先の最低賃金が 適用されます。

まずは裏面で

チェック!

詳しくは ご相談を!

ソコアゲ



おかしいな?と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ

0120-154-052



日本労働組合総連合会神奈川県連合会(連合神奈川) https://rengo.or.jp/

連合神奈川





給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。 ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

※精皆勤手当·通勤手当·家族手当は除。

対象 でない

- ●ボーナス ●残業代 ●精皆勤手当
- 通勤手当 ●家族手当 ●その他臨時の手当



1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。 就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人

時給額 そのままでOK!

日給の人

日給額 ÷(1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。



自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら 「なんでも労働相談ダイヤル |へ!







日本労働組合総連合会 神奈川県連合会(連合神奈川)



100-154 100-154